

木造住宅の

じよきやく

除却を支援します！

木造住宅が密集する地域では、建物の倒壊に加え、火災の延焼による被害の拡大が懸念されています。

このため、区では、木造住宅密集地域を対象に、木造住宅の除却工事を支援しています。

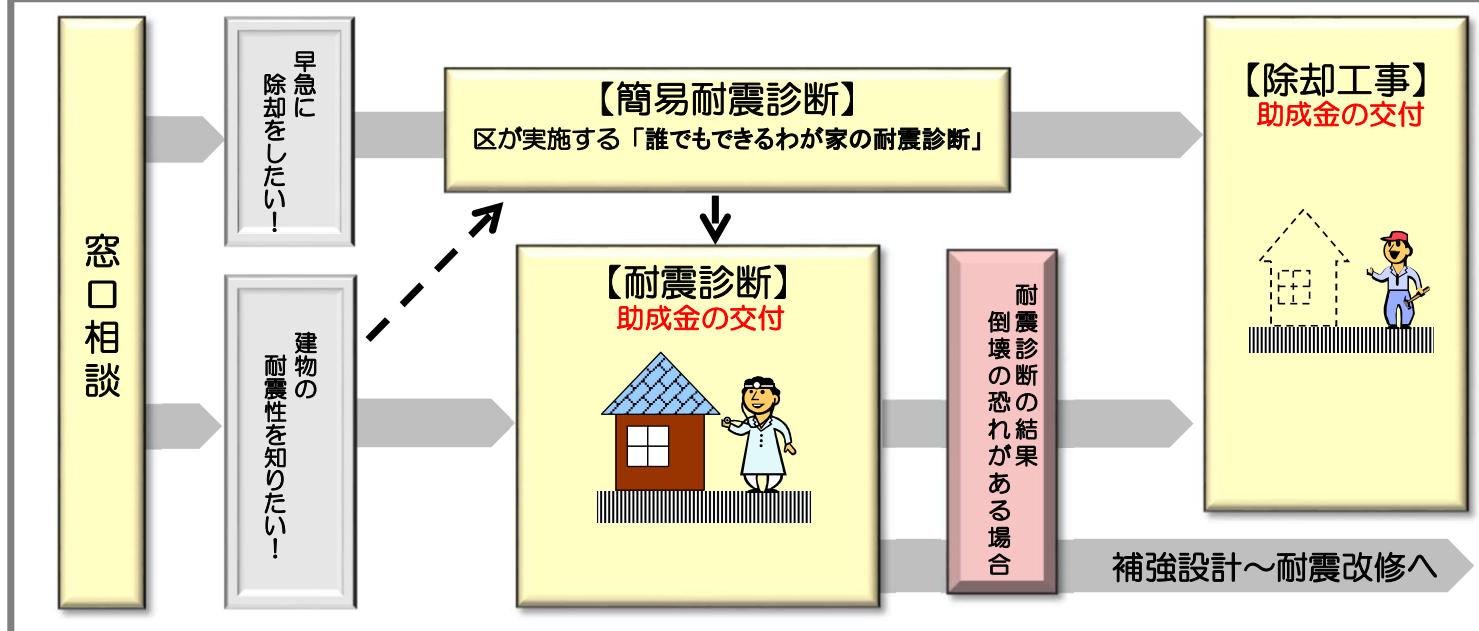
古い建物だから
早めに除却したいけど…

住んでいる建物の
状態が知りたいけど…

耐震改修か除却の
どちらにしよう？



除却助成の流れ



品川区 都市環境部 建築課 耐震化促進担当

〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所本庁舎6階

TEL: 03-5742-6634 FAX: 03-5742-6898

木造住宅耐震診断支援（区内全域）

対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に建築された木造2階建て以下の戸建て住宅、長屋、共同住宅（住宅部分が過半以上である場合、一部店舗等の併用を含む） 個人が所有するもの <p>※鉄骨造・RC造と木造の混構造など、耐震診断方法のない構造の建築物は対象外となります。</p>
対象者	建築物の所有者（共有の場合は代表者）
助成内容	専門家の派遣、耐震診断費用の1/2を助成
助成限度額	<ul style="list-style-type: none"> 戸建て住宅・長屋：7.5万円 共同住宅：13.5万円
その他	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断専門家は、東京都建築士事務所協会（品川支部）より派遣します。耐震診断費用は、一定額になります。（戸建て住宅・長屋：15万円、共同住宅：27万円） 東京都木造住宅耐震診断登録制度に登録した事務所と直接契約した場合も助成対象となります。ただし事務所により費用は異なります。

木造住宅除却工事支援（区内一部地域限定★）

対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に建築された木造2階建て以下の戸建て住宅、長屋、共同住宅（住宅部分が過半以上である場合、一部店舗等の併用を含む） 個人が所有するもの 上記の耐震診断の結果または区が行う「誰でもできるわが家の耐震診断」の結果、倒壊の恐れがあるとされたもの 木造住宅除却工事助成対象範囲内に存するもの（下図★参照） <p>※鉄骨造・RC造と木造の混構造など、耐震診断方法のない構造の建築物や長屋等の部分解体にあたる場合は対象外となります。</p>
対象者	建築物の所有者（共有の場合は代表者）
助成内容	除却工事費用の1/1を助成
助成限度額	<ul style="list-style-type: none"> 戸建て住宅・長屋：150万円 共同住宅：300万円
その他	同一建築物について、助成対象工種の重複申請は出来ません。各年度毎に助成申請期限および工事完了期限があります。

★木造住宅除却工事助成対象範囲

東京都防災都市づくり推進計画の整備地域または新防火区域

小山台、小山1～6、荏原1～6
 西五反田4～6・8、平塚、中延
 西中延、東中延
 旗の台1-1～1-3・2～5、戸越
 豊町、二葉、大崎2～4
 大井1～5・7、西大井
 東大井5-11～5-22・6、西品川
 南品川4・5

